

「民間放送ガバナンス指針」の適用状況

GOVERNANCE COMPLIANCE

2026年9月15日

株式会社テレビ新潟放送網

当社の「民間放送ガバナンス指針」の適用状況は以下のとおりです。

<基本原則>

1. 公共性の発揮

- (1) 国民共有の財産である電波を預かって事業を展開していることを自覚し、公共の福祉の実現に寄与する。
- (2) 公正な報道を旨として、知る権利にこたえて健全な民主主義の発展に貢献する。
- (3) 放送法で求められている災害放送や視聴覚障害者向け放送を実施する。
- (4) 民間放送は、地域ジャーナリズムの担い手、地域の情報・文化センターとしての機能を果たす。

基本原則 1「公共性の発揮」の適用について

【基本原則 1－(1) 適用状況】

・「TeNY グループパーパス」を策定・公表し、企業としての存在意義を明確化しています。あわせて、「コンプライアンス憲章」において「基本憲章」および「行動憲章」を定め、電波という国民共有の財産を預かる放送事業者としての使命を明確にし、公共の福祉の実現に資する事業運営を行っています。

(TeNY グループパーパス <https://www.teny.co.jp/company/grouppurpose/>)

(コンプライアンス憲章 <https://www.teny.co.jp/company/charter/>)

【基本原則 1－(2) 適用状況】

・報道機関としての公共的使命のもと、公正かつ正確な情報発信に努め、視聴者・県民の知る権利に応えるとともに、健全な民主主義の発展に資する報道活動を行っています。

<ローカルニュース>

・月曜から金曜放送の『夕方ワイド新潟一番 県内ニュース』(18時15分～)を中心に、昼・夜の定時ニュースや、週末の情報番組『新潟一番サンデープラス』のニュースコーナーなどを通じて、新潟で起きている出来事や社会課題を、継続的かつ多面的に伝えています。

(夕方ワイド新潟一番 県内ニュース https://www.teny.co.jp/niigata_news/)

<ドキュメンタリー制作>

・自社制作番組「ドキュメント新潟」では、地域課題や社会的問題の深層に迫る報道を行っています。

「ドキュメント新潟」2025年度制作実績：4本

『戦禍の残影 引き裂かれて、生き抜いて』 『元軍医の遺言 特攻と覚醒剤』

『コメクライシス'25秋 米価高騰…バブルの果てに』

『6年3組のヨコ 1977年拉致されたクラスメート』

(ドキュメント新潟 <https://www.teny.co.jp/document/niigata/>)

- ・キー局・日本テレビが全国放送する「NNN ドキュメント」の制作を通じて、地方や地域で起きている問題を、社会全体で共有すべき普遍的なテーマとして、全国の視聴者に向けて発信しています。

「NNN ドキュメント」2025年度制作実績：4本

『コメクライシス 翻弄される日本の主食』 『花火と空襲 あの日の空、いまの空』

『元軍医の遺言 特攻と覚醒剤』 『コメクライシス 米価高騰…バブルの果てに』

<選挙報道>

- ・2025年度に実施された参議院議員選挙(2025年7月)、衆議院議員選挙(2026年2月)および県内で実施された市長選挙(糸魚川市、十日町市、上越市など)に際し、正確かつ公正な選挙報道を行い、有権者の判断に資する情報を提供しました。

<戦後80年報道>

- ・戦後80年の節目にあたり、戦争の記憶と教訓の継承、平和について考える機会の提供を目的として、年間を通じて関連報道に取り組みました。戦争体験者の証言や地域に残る戦争の記録を掘り起こすため、県民に広く情報提供を呼びかけました。2025年には、ニュース特集24本、「ドキュメント新潟」3本、「NNN ドキュメント」2本を制作しました。

<受賞実績>

- ・2025年度は、「NNN ドキュメント『コメクライシス 翻弄される日本の主食』」が、ギャラクシー賞6月月間賞および上期テレビ部門奨励賞を受賞しました。報道番組は、これまでも各種の賞を受賞しています。

(主な受賞歴 <https://www.teny.co.jp/company/awards/>)

【基本原則 1－(3) 適用状況】

- ・放送法の趣旨を踏まえ、災害時に県民の安全・安心に資する情報を迅速かつ正確に提供するとともに、視聴覚障害者向け放送の充実に取り組んでいます。

<災害放送>

- ・災害が発生した場合やそのおそれがある場合には、速報テロップ、L字画面、定時ニュース、特別編成などを通じて、避難情報や被害状況、交通・ライフライン情報など、視聴者の安全確保および被害の軽減に資する情報の提供に努めています。
- ・県外で大規模な災害が発生した際には、日頃の備えを再確認する契機となるよう、ニュース番組等を通じて注意喚起を行っています。このほか、防災意識の向上を図るため、毎年「みんなの防災フェア」を開催し、県民に対して災害への備えの重要性を周知しています。(「みんなの防災フェア2025」開催実績：2025年9月27日・28日)

(みんなの防災フェア <https://www.teny.co.jp/bousai-fair/#top>)

<視聴覚障害者向け放送>

- ・2025年度における字幕放送の実績は93.09%となり、行政指針の普及目標(80%以上)を上回りました。解説放送の実績は10.49%で、同指針の努力目標(10%以上)を達成しました。また、手話放送は週15分実施し、時間目標(週15分以上)を達成しました。

【基本原則 1-(4) 適用状況】

- ・地域ジャーナリズムの担い手として報道番組を継続的に制作するとともに、地域の情報・文化センターとして、生活情報、スポーツ、バラエティーなど多様な自社制作番組を通じて、地域に根差した情報発信と文化の醸成に取り組んでいます。

具体的には、『夕方ワイド新潟一番』、『新潟一番サンデープラス』、『とことんアルビ!! & Sports』などを放送しているほか、2025年4月からは、『新潟炊きたてバラエティー おにぎりハウス』の放送を開始しました。

(自社制作番組一覧 <https://www.teny.co.jp/program/#s local>)

- ・社内見学や職業体験の受け入れを通じて地域社会との交流機会を設けています。

2025年度は、社内見学20件、職業体験3件を受け入れました。

(社内見学の案内 <https://www.teny.co.jp/kengaku/>)

<基本原則>

2. 人権尊重の徹底

- (1) 事業活動全般において人権尊重を徹底する。
- (2) 人権が尊重される社内体制を構築して、継続的に改善を行う。

基本原則 2「人権尊重の徹底」の適用について

【基本原則 2-(1)(2) 適用状況】

- ・2025年5月に「TeNY グループ人権方針」を策定しました。ホームページで公表するとともに、社内説明会を実施し、グループ全体への浸透を図っています。

(TeNY グループ人権方針 <https://www.teny.co.jp/company/humanrightspolicy/>)

- ・ハラスメントに関する通報・相談窓口を設置し、社内に周知しています。あわせて、2026年6月からは、民放連が設置する外部相談窓口(民放ハラスメント相談窓口)についても社内に周知しています。

また、社外の取引先・パートナーに対しては、懸念事項に対応する体制をホームページ上で明示しています。

(基本方針・体制 <https://www.teny.co.jp/company/basicpolicy structure/>)

- ・グループ全体を対象にハラスメント研修を実施するなど、人権が尊重される社内体制の整備と意識の向上に取り組んでいます。(2025年度：年2回実施)
- ・健康経営や働き方改革を通じて、従業員の健康保持・増進と働きやすい環境づくりを推進

しています。

(健康経営・働き方 <https://www.teny.co.jp/company/healthmanagement/>)

- ・「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の価格転嫁に関する取組方針」を通じて、サプライチェーン全体における適正な取引関係の確保と、関係者の適正な処遇の実現に取り組んでいます。

(パートナーシップ構築宣言 <https://www.teny.co.jp/company/partnership/>)

(労務費の価格転嫁に関する取組方針 <https://www.teny.co.jp/company/laborcost/>)

これらの取り組みを通じて、事業活動全般における人権尊重を推進し、社内体制の整備と継続的な改善を図っています。

<基本原則>

3. 法令や社会規範の遵守

- (1) 高い公共性が期待される放送事業者として、法令や社会規範を遵守する。
- (2) 役員・社員は高い倫理観と職業意識を養い、公正で透明な事業活動を行う。

基本原則 3「法令や社会規範の遵守」の適用について

【基本原則 3-(1)(2) 適用状況】

- ・ガバナンス・コンプライアンスに関する「基本方針・体制」および「コンプライアンス憲章」をホームページで公表しています。また、2025年度は、内部統制およびコンプライアンスに関するルール整備を一段と進めるとともに、社員向け説明会を実施するなど、社内への周知・浸透に取り組んでいます。

(基本方針・体制 https://www.teny.co.jp/company/basicpolicy_structure/)

(コンプライアンス憲章 <https://www.teny.co.jp/company/charter/>)

- ・コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設置し、社内に周知しています。あわせて、社外の取引先・パートナーに対しても、コンプライアンス上の懸念に対応する体制をホームページ上で明示しています。
- ・グループ全体を対象にコンプライアンス研修を実施し、役員・社員のコンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。(2025年度：年2回実施)

また、若手社員を「放送人基礎研修」に派遣し、放送倫理を中心としたコンプライアンスに関する基礎的事項の習得を図っています。

- ・健康経営および働き方改革の推進を通じて、関係法令や社会的要請に即した適正な労務環境の整備を進め、公正で持続可能な企業経営の実現を図っています。

(健康経営・働き方 <https://www.teny.co.jp/company/healthmanagement/>)

- ・SDGsへの取り組みを通じて、環境保全や人権尊重など、社会的責任を踏まえた事業活動を推進しています。

(SDGsの取り組み <https://www.teny.co.jp/sdgs/>)

(地域と未来への取り組み <https://www.teny.co.jp/sdgs/initiatives.html>)

・「パートナーシップ構築宣言」に基づき、取引先との公正な関係構築を進めるとともに、労務費の適切な価格転嫁を推進し、健全な取引環境の整備に努めています。

(パートナーシップ構築宣言 <https://www.teny.co.jp/company/partnership/>)

(労務費の価格転嫁に関する取組方針 <https://www.teny.co.jp/company/laborcost/>)

これらの取り組みを通じて、内部統制およびコンプライアンス体制の実効性向上を図っています。

<基本原則>

4. 透明性の向上

- (1) 社会全体がステークホルダーであるという放送事業の性格を踏まえて、企業経営にかかわる諸情報(企業理念、役員の構成、基本的な財務情報など)の積極的な開示を行い、透明性を向上する。
- (2) 自律が独善に陥らないように、幅広いステークホルダー(視聴者・リスナー、広告主、取引先、従業員、地域社会など)との対話の回路を強化する。

基本原則 4「透明性の向上」の適用について

【基本原則 4－(1) 適用状況】

・民放連のフォーマットに基づき、企業理念、役員の構成、基本的な財務情報など企業経営に関わる情報を公開しています。これにより、ステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、経営の透明性の確保に努めています。

(経営情報の開示

[https://img.retsta.jp/teny/front/company/governance broadcasters/corporate information.pdf](https://img.retsta.jp/teny/front/company/governance%20broadcasters/corporate%20information.pdf))

【基本原則 4－(2) 適用状況】

・放送法第6条に基づき放送番組審議会を設置し、同審議会を年間10回開催するとともに、その審議内容を随時公表しています。

(番組審議会 <https://www.teny.co.jp/company/shingi/>)

・BPO(放送倫理・番組向上機構)の決定・見解・意見等を社内に周知し、情報共有を図っています。

これらの取り組みを通じて、経営および放送内容に関する情報の適切な開示に努めるとともに、外部の視点も踏まえた透明性の高い事業運営の確保を図っています。

<基本原則>

5. 適切な経営体制の確立

- (1) 取締役会は、株主からの負託にこたえて、関係者との取引関係も含めて適切な事業運営が行われるように業務執行を監督する。直接の業務執行を行わない社外取締役や監査役の役割は、特に重要である。

(2) ガバナンス不全が疑われる重大な事案が発生した場合に、会員社の代表者は情報開示に努めるとともに、信頼回復に向けた施策を積極的に講じる。

基本原則 5「適切な経営体制の確立」の適用について

【基本原則 5－(1) 適用状況】

- ・当社では、取締役会を定期的開催(年5回)し、重要事項の審議・決定を行うとともに、常勤取締役会を毎月開催し、業務執行状況および業績の報告・評価を行っています。これにより、取締役会が経営全体に対する監督機能を適切に果たす体制を確保しています。
- ・社外取締役は、取締役会に出席し、独立した立場から経営判断および業務執行の監督に必要な意見・助言を行っています。
- ・また、監査役は取締役会等の重要会議に出席するほか、独立した立場からコンプライアンス体制や業務執行の適正性を監査しています。

【基本原則 5－(2) 適用状況】

- ・「ガバナンス不全が疑われる重大事案発生時の対応」については、コンプライアンス体制および内部通報制度を整備し、法令違反や不適切行為の早期把握と是正に努めています。また、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が中心となり、リスク管理およびコンプライアンスの状況を点検しています。重要事項については、取締役会および監査役に報告する体制としており、経営トップによる適切な対応、必要な情報開示、信頼回復に向けた施策を速やかに実施できる体制を整えています。

<2025年度における運用状況>

- ・2025年度の内部統制およびコンプライアンスの運用状況については、2026年5月11日に開催した内部統制委員会において確認した結果、当社が把握する範囲では、重大な法令違反や経営に重大な影響を及ぼす事案は認められませんでした。この結果を、2026年6月19日に開催した定時株主総会後の取締役会に報告しています。

以上